

4.加倉地区 ほ場整備事業について

- ◎耕作しやすいように大区画化・パイプライン化を計画中です。
- ◎工事期間…令和5年度～令和9年度予定。
- ◎工事が完了したところから一部営農再開できるようになっていく。
- ◎どのブロックから工事していくか、地域のご要望については地域の皆様と県との担当者と協議となります。

5.農地バンク(愛称)とは

- ◎農地バンクとは福島県農業振興公社の愛称です。
- ◎農地を貸したい方から農地バンクが農地を借り入れ、農地を借りたい方へまとまりのある面積で長期間貸付けます。

§ 地域のメリット §

- ◎農地バンクが貸し借りの仲立ちをし、賃借料の徴収・支払を行っていきます。
- ◎公的機関の仲立ちにより、将来に向けて地域の農地を守ることができます。
- ◎人・農地プランにより地域で集積に取組んだ場合、預け入れた面積の割合に応じ地域集積協力が加倉地区に交付されます。(一度限り)

◆交付要件◆ ①貸付期間 6年以上 ②用途区域は対象外 ③交付対象面積の10%が新たに担い手に集積されること。

◎国から交付される「地域集積協力金」は地域で用途を決めます。

- 例えば
- ◎共同で利用する農業用機械の購入費や購入積立金
 - ◎農道や水路の修繕に必要な資材費
 - ◎集落営農組織の法人化に向けた資金 などに活用されています。

§ 出し手のメリット §

- ◆安心して農地を貸出せます。
- ◆「経営転換金」が交付されます。
- ◆農業者年金の加算付年金を受給できます。
- ◆贈与税・相続税・不動産取得税の納税猶予が継続できます。
- ◆固定資産税の軽減措置が受けられます。

§ 受け手のメリット §

- ◆長期の安定した借入が可能になります。
- ◆農地の集約化により経営が安定します。
- ◆多くの出し手との契約でも、賃借料の精算は農地バンクが行うので事務が軽減されます。

- ✿浪江町役場 農林水産課(農政係) ☎ 0240-34-0245
- ✿福島県農業振興公社(浪江町役場3階駐在) ☎ 0240-34-0246
- ✿浪江町 農業委員会事務局 ☎ 0240-23-5706

✿お気軽にお問い合わせ・ご意見をお寄せ下さい✿

加倉地区 人・農地プランだより

令和4年6月
浪江町役場・農業委員会
加倉生産組合

加倉地区 人・農地プランの座談会(5/28)にご多忙の中多数お集まりいただき、誠にありがとうございました。

加倉生産組合は令和2年12月に設立し、営農再開に向けて皆さんと話し合いを重ねつつ「加倉の田園風景を再生する」その思いで、農業機械・施設の導入や地域の共同活動に取組み、地域の農業・農地を守りながら来たわけであります。

今回の座談会で「人・農地プランの進め方」などの説明を受け、より良い方向にもっていきたいと思いますのでよろしくお願いを申し上げ挨拶とさせていただきます。

加倉生産組合 組合長 阿部 仁一



◎参加者◎

- ・加倉地区 24名
- ・関係者 15名

《浪江町役場・浪江町農業委員会・双葉普及所・
JA福島さくら・官民合同チーム・福島県農業振興公社》



1.人・農地プランとは

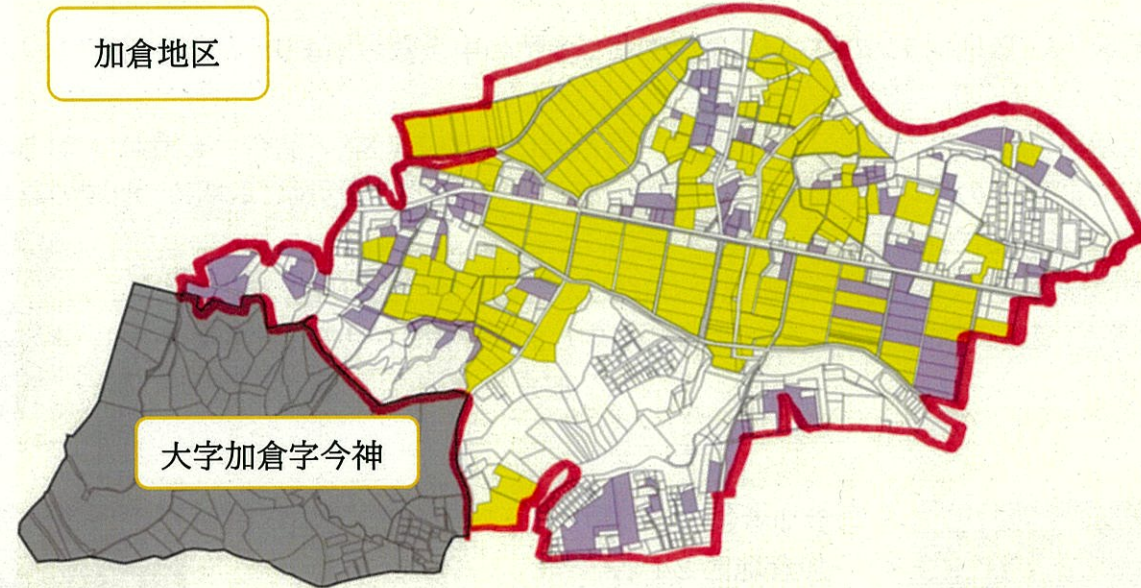
高齢化に伴う担い手不足が全国的に課題です。この課題に対し、地域の皆さんが5年～10年後の地域の姿を話し合い「誰に農地を集約していくのか」などを地域の皆さんで決めていくのが人・農地プランです。

◎進め方◎

- ①農業者の年齢と後継者の有無等をアンケートで確認
- ②これを地図化し、5～10年後に後継者がいない農地を
図面に書き込み「見える化」
- ③これを基に地域の人を中心とした話し合いを重ね、5～10
年後の農地利用を担う農業者・経営体を決めていく。
- ④農業委員会でも人・農地プランを参考に目標地図として取りまとめます。
- ⑤人・農地プラン検討委員会に諮り、承認後は町のホームページに公表。



2.加倉地区の人・農地プラン



◎人・農地プランのエリアは赤線で囲まれている区域内の農地(60.4ha)

※大字加倉字今神は、田尻地区で農地管理している為含みません。

■令和7年度までに、加倉生産組合の作付計画がある農地(43ha)

■今後所有者の意向を確認する必要がある農地(17.4ha)

令和元年度の意向調査(62人回答)や地域の話合いを通じ、地区の課題などを取りまとめました。

◇地区の課題◇

- ①住民のほとんどは避難先が生活の拠点となっており、避難先からの通作者・委託農家が増えている。
- ②今後の農地の維持管理で、水田の水管理や草刈り等負担のかかる作業について検討していく必要がある。
- ③大型機械の導入により作業効率のアップと省力化を図り、外部人材や新規就農者の確保にもつながる基盤整備事業の必要がある。

◇農地の集約化に関すること◇

- ①農作物の作付をして、以前の加倉の「田園風景」を再生させること。
- ②農業を持続的に継承するため、中心経営体である「加倉生産組合」へ農地を集約し、農業経営の安定化を目指すこと。
- ③労力の負担軽減と低コスト化を目指し、ほ場整備事業により大区画化・パイプライン化に取り組むこと。

◇必要な取組み◇

- ①先を見据えた人材確保(新規・外部人材)等を検討していく。
- ②将来の経営農地の集約化を目指し、農地を農地バンク(福島県農業振興公社)に貸付けていく。
- ③農業生産効率の向上や農地の集積・集約化を図るため、農地の大区画化・パイプライン化等基盤整備に取り組む。

3.座談会での皆様からのご意見・ご質問 (概要)

座談会では、人・農地プランの地図をもとに話し合いが行われ、参加者の皆様から多くのご発言をいただきました

ご意見

- ◎農繁期には遠方からのお手伝いもお願いしつつ、年間を通じた専従者が必要ではないかと感じます。
- ◎ボランティア活動のようではなく、生計を立てていけるような形にもっていかなければならないと思います。
- ◎地域内で出来ない農地については、借りたい希望があれば、外部人材に入ってもらい、耕作してもらうことは良いことだと思う。

担い手

地域活動

土地利用

- ◎現在、勤めを持った若い人達に協力してもらいながら営農を再開している状況である。営農を維持・拡大をしていくには、地域での話し合いが重要となる。
- ◎農作物を作るだけでなく、若い人が集まる拠点づくりを考えている。
- ◎加倉の農地をみんなで守っていこうという考えには賛成である。苦労話もみんなに共有してもらうことも大事だと思います。
- ◎水稲の問題点は“水かけ”です。避難先から時々加倉へ戻った際には、我々(加倉生産組合)に気を遣うことなく水かけをお願いして欲しいと思っております。
- ◎何十年も不耕作や条件の悪い農地は山林に戻すことや、太陽光発電施設として活用する方法などが考えられる。
- ◎農業の経験が無いので、自分が所有している農地を貸したい。
- ◎環境省に貸している仮置場の返還時期が延長するなら説明すべきである。

ご質問

Q1.農地バンクとの契約は加倉生産組合名で可能か。

A1.加倉生産組合は、現在任意組織なので、契約は農地所有者名で借り手は加倉生産組合の構成員名での契約となります。後々法人化した際には法人での契約が可能です。

Q2.地域集積協力金の交付は、個人契約の場合最低でも4%の集積をしないと交付対象には該当しないのか。

A2.加倉地区全体(60.4ha)のうち、全体で農地バンクと契約した面積の割合に応じて地域集積協力金が決定されます。

Q3.太陽光パネルを設置することはできるのか。

A3.農地の区分によって設置が出来る所と出来ない所がある。個別の相談になります。